

令和4年度 第6回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和4年9月2日（金） 午後1時25分～午後2時58分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について
- 5 審議要旨

① 労働側の主張

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、約6,790人の適用労働者のうち3,379人もの労働者から改正の付託を受けている。産業の魅力度を高め、長崎を盛り上げるためにも改正が必要。

「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、上げ幅は少ないものの、労使間で協議のうえで改正したい。

② 使側の主張

特賃は地賃に対する優位性を判断するものである。地賃は本来第4表を基本に審議すべきであるが、時々々の事情等が考慮されている引き上げ額となっている。

地賃をベースに優位性を判断する特賃の審議には応じられない。

昨年度の「電子」の金額審議においては、使側の指摘事項が無視され、大幅な引き上げとなった。そういう結果になるのであれば審議できない。

3業種とも審議の必要性はない。

個別協議となり、公益委員が使側委員と調整したが、使側の主張は変わらず、全会一致とはならなかった。よって、審議会会長から労働局長あて、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」との答申が行われた。